

認定書

国住指第 3561 号
平成 30 年 1 月 24 日

株式会社タニタハウジングウェア
代表取締役社長 谷田 泰 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030BE-3244-1(2)

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／合成樹脂塗装溶融 55%アルミニウム - 亜鉛合金めっき鋼板・構造用面材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張／せっこうボード・内装下地材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 裏張／木製軸組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。